

政党交付金使途等報告書の写しの交付請求について

○この御案内は、政党助成法第32条第5項の規定により、京都府選挙管理委員会が受理した政党交付金使途等報告書（以下「使途等報告書等」といいます。）の写しの交付を請求するためのものです。

1 求請求書は、記入例を参考に御記入ください。

政党(支部)の名称がわからない場合は、府HP、使途等報告書等の閲覧（平日8:30～17:15／京都府選挙管理委員会事務局内）により御確認ください。

使途等報告書等の枚数が分からぬ場合は、「政党（支部）の名称」及び「何年分」の使途等報告書等の写しを請求するのかを分かるようにして、事前に問い合わせください。（大量に請求される場合は、枚数の確認にお時間をいただくことがあります。）

なお、**電話番号**は、申請書に不備がある場合等の問い合わせ時に必要ですので、御記入くださいますようお願いします。

2 手数料として所定の額を納付し、納付済証を交付請求書に添付してください。

手数料＝請求枚数×10円(1枚当たり10円)

〔※例えば、100枚請求するときは、1,000円分の納付済証を添付してください。〕

なお、手数料の納付は、京都府庁福利厚生センター1階京都府庁生協、各広域振興局で行ってください。

※納付書による納付を希望される場合は、下記の事務局あてにご連絡ください。

3 写しの郵送を希望するときは。

写しの郵送を希望するときは、手数料以外に**送料分の切手を同封してください。**

送料は請求枚数や送付先によって金額が変わります（枚数の少ない場合は普通郵便で、多い場合はゆうパックで送付します。）ので、**写しの枚数の確認時に送料も問い合わせください。**（窓口に取りに来られる場合又はゆうパックでの着払いの場合は送料分の切手は不要です。）

4 求請求先・問い合わせ先は。

以上の準備ができましたら、**①納付済証を添付した申請書、②切手(窓口に取りに来られる場合と着払い希望の場合を除く。)を次の宛先まで送付してください。**大量に請求される場合や不備がある場合等を除き、請求書到着後、2週間以内に発送します。

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府選挙管理委員会事務局（京都府庁1号館2階 自治振興課内）
電話 075-414-4450 ファクシミリ 075-451-5452